吉野川市部活動の在り方に関する方針

吉野川市教育委員会

1 本方針策定の趣旨

生徒にとって望ましい環境を構築するといった観点に立ち、地域、学校の実態に応じて、部活動が 多様な形で最適に実施されることを目指す。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ・校長は「学校の部活動に係る活動方針」の策定し公表
- ・顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適切な数の部活動を設置 し、部活の顧問の決定にあたっては、適切な校務分掌となるよう留意する。
- ・市教育委員会は、学校の実態を踏まえ、部活指導員を任用するとともに、管理職及び部活顧問 に対して、研修等の取組を行う。
- ・業務改善及び勤務時間の管理

「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定)」

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部における適切な指導の実施

- ・生徒の心身の健康管理,事故防止及び体罰・ハラスメント根絶の徹底 「運動部活動指導指針」(体罰根絶)平成26年3月県教育委員会
- ・競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入
- ・休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導

(2) 文化部における適切な指導の実地

・運動部の指導に準じて取り組む

4 適切な休養日等の設定

(1)休養日の設定

・週当たり2日以上の休養日(平日1日,週末1日以上)

(2)活動時間の設定

- ・早朝練習を含めて平日2時間程度、休日3時間程度
- ・早朝練習は放課後の練習が、充分に確保できる場合は、原則として行わない。

(3) 適切な休養日等の徹底

・校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を設定及び公表し、その運用を徹底する。

5 スポーツ環境の整備

地域・保護者等の連携

- ・生徒のスポーツ環境の充実 地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等
- ・学校体育施設開放事業の推進

6 学校単位で参加する大会等の見直し

・参加する大会数の上限の目安等の設定(生徒や運動部顧問の負担軽減)